

コーポレート・ガバナンス

企業価値を高めるため、経営の迅速な意思決定に基づき、正しく効率的に業務が行われるよう、さまざまな取り組みを通して、経営の健全性と透明性を高める努力をしています。

■コーポレート・ガバナンス体制

経営目標を確実に達成し、企業価値を継続的に高めていくためには、迅速な意思決定や適切な業務執行とともに、経営の健全性と透明性を高める経営監視機能の強化が極めて重要と認識しています。カシオでは、コーポレート・ガバナンスの充実に向け、さまざまな取り組みを実施しています。

1999年6月、経営の監督と執行機能を明確にする執行役員制度を導入しています。執行役員会には執行役員と取締役および監査役が出席して、業務上の重要事項について審議し、全社的な調整や対策が実施できる仕組みになっています。

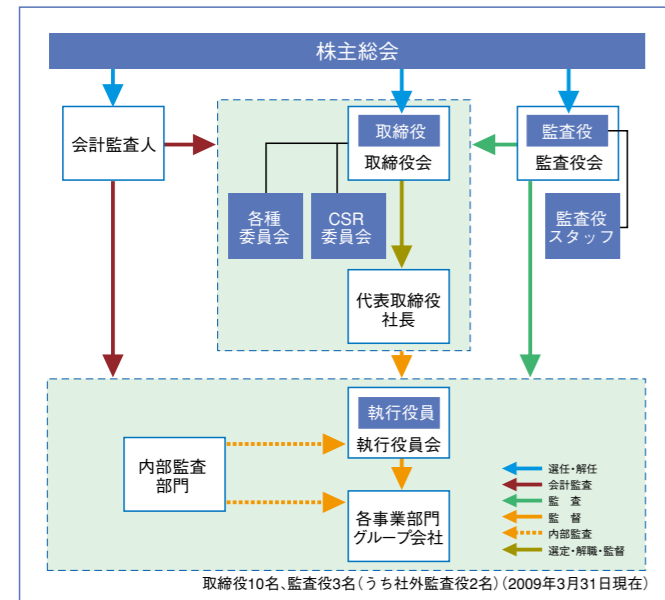
取締役会は、経営の意思決定を合理的かつ迅速に行うことを目指しており、取締役および監査役出席のもと、経営の重要案件を審議・決定しています。また、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応するため、2007年6月に取締役の任期を2年から1年に変更しました。

社外監査役を含む監査役は、監査役会で定めた監査方針に従い、取締役会および執行役員会、各種の重要な会議への出席の他、取締役などからの聴取や報告、重要事項の決議書類の閲覧などを通して、厳正な監査を実施しています。

会計監査人による外部監査においては、我が国で一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠した監査と、業務上の改善につながる提案を受けています。さらに、内部監査部門では、組織の運営状況を法令および組織職掌基準などの社内基準に基づいて監査し、評価や改善指導を行っています。

また、社長を委員長とし、取締役、監査役で構成する「CSR委員会」を設置し、全社的なCSR活動の基本方針や重要事項を審議しています。

■コーポレート・ガバナンス体制



■内部統制システムの整備

2009年3月期決算より、金融商品取引法によって「内部統制報告制度*」が義務付けられました。カシオでは、財務報告の適正性および信頼性を確保すべく「基本方針」を定め、推進体制として経理部門、情報システム部門、CSR推進室および内部監査部門のメンバーで構成する「内部統制委員会」を設置し、取り組んでいます。

2007年度は、グループ統一の文書化ガイドラインに基づき、重要な業務プロセスの文書化を行いました。2008年度は、主要部門、グループ会社の重要な業務プロセスについて、財務報告に影響を及ぼすリスクを早期に発見するためのモニタリング体制とルールを構築しました。各現場において、文書化したとおりに業務が実行されているか自己点検を実施し、その点検結果が定期的に内部統制委員会へ報告されるよう運用しています。

また、各業務実施部門から独立した内部監査部門により、グループ共通の評価基準に基づき、内部統制の整備状況および運用状況についての評価を実施しています。

以上の活動により、各現場での業務が常に正しく実行されていることのチェックが行われています。またその過程で発見された不具合や非効率性などについては、内部統制委員会による一貫した方針のもと、その都度改善計画を策定し、実行しています。

2007年度に実施した文書化から、2008年度の評価・改善にいたるまで自らが独力で取り組み、カシオオリジナルの手法、ルールを策定し実行することにより、金融商品取引法への対応を形式的なもので終わらせるのではなく、真に実効性のある内部統制を構築し、業務の改善につなげるための活動を展開してきました。

2009年度以降についても、上記活動の継続運用と改善活動により、さらなる内部統制の品質向上をグループ一体となって進めていきます。

*2009年3月期決算より財務報告の信頼性を確保するために、金融商品取引法に基づき上場企業に義務付けられた制度。内部統制の状況を経営者自らが評価し、外部監査人の監査を受け、「内部統制報告書」を内閣総理大臣に提出する。

コーポレート・ガバナンスに関するより詳しい情報は下記をご覧ください。
「コーポレートガバナンス報告書」
(東京証券取引所グループレポート・ガバナンス情報サービス)
URL <http://www.tse.or.jp/listing/corpgov/index.html>

コンプライアンス&リスクマネジメント

従業員の行動の礎となる「カシオ創造憲章 行動指針」「カシオグループ倫理行動規範」、リスクマネジメント、公益通報ホットラインの仕組みを三位一体として運営し、コンプライアンスの徹底に取り組んでいます。

■カシオグループ倫理行動規範

「カシオグループ倫理行動規範」は、カシオグループの全役員および従業員が倫理・法令を順守し、業務遂行上はもとより、日常活動においても良識ある社会人として行動するための、いわばカシオ従業員の内外に対する約束条項です。

本規範は2008年5月に法令の改正や社会からの要請に対し、よりの確に対応することを目的として、適用範囲の明確化、順守すべき項目の追加・修正、優先順位の設定などを行い、従来の「カシオ倫理行動規範」を大幅に改定し、名称も変更したものです。

この規範の適用範囲は、文字どおり全世界のカシオグループ会社とし、和文・英文の規範を用意するとともに、各グループ会社において必要に応じて現地語に翻訳し、周知徹底を図っています。

また、改定を機にこの「カシオグループ倫理行動規範」の周知を目的として、国内のカシオグループ会社を対象に教育を実施するとともに、「カシオ創造憲章 行動指針」、「公益通報ホットライン」も含めたコンプライアンスに関するアンケートを実施しました。アンケート結果については事務局にて分析し、テーマごとに課題の抽出を行い、2009年度のそれぞれの行動目標に反映していきます。

倫理行動規範の項目

- 1 目的
- 2 基本方針
- 3 行動規範

3-1 倫理・法令の遵守	3-6 情報の保護
3-2 人権の尊重	3-7 環境の保全
3-3 お客様への安全・安心の提供	3-8 企業情報の開示
3-4 公正な競争と取引	3-9 社会的秩序の維持
3-5 公私の区別	3-10 社会貢献活動
- 4 規範の実践
- 5 違反に対する措置

■リスクマネジメント

カシオは2006年5月に「リスク管理基本方針」を制定し、リスク管理を効率的に実施する仕組みとしてリスク管理システムを構築しました。

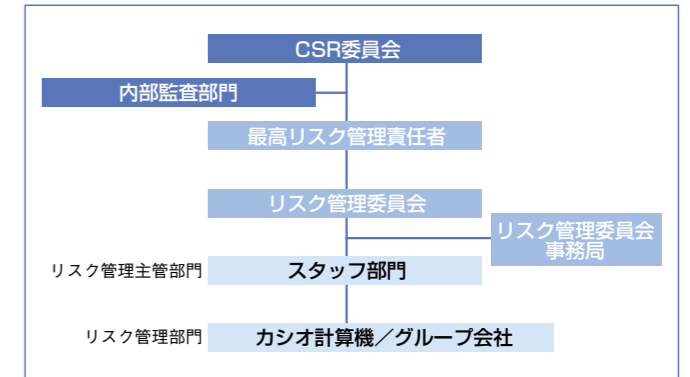
具体的にはCSR委員会のもとに最高リスク管理責任者が委員長を務めるリスク管理委員会を設置し、リスク管理テーマの選定や運営に関する審議決定を行います。

リスク管理主管部門は社内のスタッフ部門で構成されており、リスク管理テーマについて主体的に対策を実施し、グループ内の関連部門に周知徹底を図っています。

リスク管理委員会事務局はPDCAサイクルによるマネジメントシステムの運用と、リスク管理活動の進捗管理を推進しています。

また、リスク管理活動とは独立して、本マネジメントシステムを監査する内部監査部門を設置しています。

■リスク管理体制



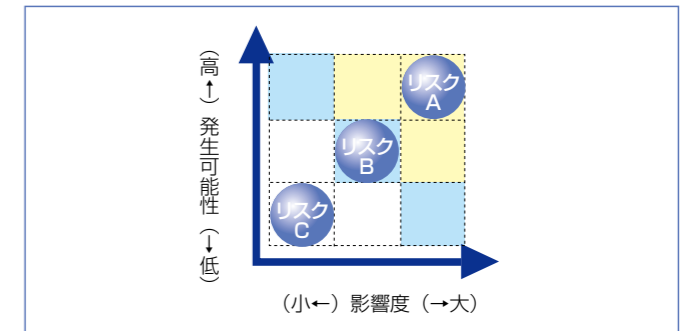
2008年度の活動

以下、2008年度のリスク管理活動をマネジメントサイクルに従って報告します。

■リスク管理テーマの選定

2008年度に取り組むべきリスク管理テーマの選定については、前年度に引き続きコンプライアンスに関連する事項を対象としました。ただし、選定方法については前年度の反省から、より客観的にリスクを洗い出すために、リスクの「影響度」についてのより詳細な基準を作成して明示しました。これにより「発生可能性」との相対関係によってリスクの分析・評価を行う上での客観性を高め、評価のバラツキを防止することに効果がありました。

■リスク発生可能性・影響度の分布の例



事務局は分析・評価し、可視化したリスクについて、社内意識と意見交換を行い、CSR委員会の承認を経て、2008年度のリスク管理委員会においてリスク管理テーマとして決定しました。同時に、推進の優先順位によって、「最重点対策」と「重点対策」に区分しました。

これにより2008年度は、前年度に目標未達成であったテーマを合わせて、合計20のリスク管理テーマに取り組めました。